

清掃とリサイクル事業の概要

現 状

清掃事業が平成 12 年に東京都から各区に移管されたことにより、東京 23 区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場の運営・管理を東京都がそれぞれ担当しています。

ごみ量・資源量の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
可燃ごみ (t)	133,567	131,555	129,776	129,104	124,300	123,574	122,198	119,473	125,570	131,196
不燃ごみ (t)	37,005	36,325	36,509	37,281	37,857	36,868	37,151	34,194	19,261	6,817
粗大ごみ (t)	5,700	4,842	4,680	5,156	4,946	5,262	5,476	5,314	4,369	4,169
資源 (t)	31,932	34,881	35,463	34,729	35,429	38,007	41,960	40,654	41,086	44,678
一人あたりごみ年量 (kg)	266.1	258.2	253.3	252.3	244.2	241.5	238.5	228.0	212.3	201.3

ごみには、持込ごみは含まれていない

今後の課題

(1) ごみの分別の徹底と資源化

可燃ごみ、不燃ごみの中には、分別すれば資源となるものがそれぞれ 18.5%、23.7%含まれています。分別の徹底や資源回収システムの効率化が求められています。

(2) 家庭ごみの有料化

平成 17 年に国は、再生利用の推進、負担の公平、意識改革を進めるために、ごみの有料化の方針を出しました。

今後、ごみの発生抑制や排出抑制の観点を含め経費負担のあり方を様々な角度から議論していくことが必要です。

清掃とリサイクル事業の主な取り組み

ごみの発生を抑制する

(1) 普及啓発事業

清掃事務所でやっている啓発事業の一例として、ふれあい指導、青空集会、大規模建築物に対しての排出指導などがあります。

区内に 3 館あるリサイクルセンターで行っている事業として、手作り教室の開催と生活用品の修理、不用家具等の展示、販売などがあります。

(2) 生ごみの排出抑制

コンポスト化容器のあっせんと家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入助成を実施しています。

(3) 不用品の活用（再使用）

リサイクルマーケットの支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の『譲ります』『譲ってください』を区民に利用してもらい、家庭で使わなくなったものを再使用してもらうように支援しています。

リサイクルを進める

(1) 再生資源のリサイクル（再生利用）

集団回収事業は、資源回収の最も効率的な回収事業です。町会・自治会、子ども会、管理組合など区民の自主的な団体であれば登録団体になれます。

登録団体が回収した資源の量に応じて区は、報奨金を含む様々な支援を行っています。

区が行っている資源品目は、古紙（新聞、雑誌等）、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、乾電池、古着・古布、廃食用油などで、回収場所を指定して集めています。

(2) 区立施設におけるリサイクルの推進

区は、区の事業活動に伴って発生する廃棄物の再利用を図るために、区立の出先職場の古紙等、びん・缶、ペットボトル、トレイ、乾電池、給食提供施設の生ごみと廃食用油を回収しています。

ごみの適正処理を進める

(1) ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3区分で行っています。

可燃ごみは、週2回の収集です。不燃ごみは、月2回の収集です。

粗大ごみは、概ね30cm角以上のもので『粗大ごみ受付センター』に申し込み、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼付して出すこととなります。なお、区が収集しないものとしては、洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、家庭系パソコンがあります。この品目は、各メーカー等のリサイクルルートで処理することとなります。

(2) 戸別訪問収集

65歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯で、ごみ出しが困難で身近な方に協力が得られない場合は、玄関先まで取りに伺っています。

(3) 防鳥用ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所には、適切な管理を条件に防鳥用ネットを無償で貸し出しています。清掃事務所まで取りに来られない方には、宅配のサービスも行っています。